

○拓殖大学研究倫理特別委員会規程

平成28年2月22日

規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、「拓殖大学研究倫理・公的研究費運営管理規程」第7条に基づき、拓殖大学研究倫理特別委員会(以下、「特別委員会」という。)の組織及び運営等について、必要な事項を定める。

(特別委員会の目的)

第2条 特別委員会は、「拓殖大学研究倫理ガイドライン」に基づき、本学における学術研究活動の審査を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

(審査基準)

第3条 審査の基準は、拓殖大学研究倫理ガイドラインに則り、科学的及び社会的規範、また、法令等に従い適切な方法で遂行されているものであることを基準とする。

(審議事項)

第4条 特別委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 特に人権保護を必要とする研究計画
- (2) 本学が審査を必要と認めた研究計画
- (3) その他、学長の諮問事項

(特別委員会の構成)

第5条 特別委員会は、次に掲げる委員をもって構成し、学長が委嘱する。委員長は、研究倫理責任者(担当副学長)とし、委員の任期は当該年度とし、再任を妨げない。

- (1) 研究倫理教育責任者(担当副学長)
- (2) 商学部 to 所属する専任の教育職員から1名
- (3) 政経学部 to 所属する専任の教育職員から1名
- (4) 外国語学部 to 所属する専任の教育職員から1名
- (5) 工学部 to 所属する専任の教育職員から1名
- (6) 国際学部 to 所属する専任の教育職員から1名
- (7) 別科 to 所属する専任の教育職員から1名
- (8) 研究所 to 所属する専任の教育職員から1名
- (9) 事務局長
- (10) 学務部長

(11) その他、研究計画に応じて学長が必要と認めた者若干名

(審査)

第6条 特別委員会は委員長が招集し、議長となる。

2 特別委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、審査は委員の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、議長が決する。

3 委員長は、必要に応じて研究計画申請者を特別委員会に出席させ、研究計画の内容等の説明を求めることができる。

4 委員が研究計画の審査を申請した場合は、その審査に加わることはできない。

5 委員は、特別委員会で知ることができた内容を他に漏らしてはならない。

(申請)

第7条 研究計画の審査を申請する者は、所属組織の長を経て、研究計画書を委員長へ申請する。

(審査結果)

第8条 委員長は、学長の承認を得て、研究計画の審査結果を書面により、申請者に通知する。

2 審査結果に異議のある場合は、申請者は書面により委員長に再審査を申請することができる。

(再審査)

第9条 委員長は、前条第2項により再審査の申請があった場合には、学長の承認を得て、特別委員会で再審査する。

(事務)

第10条 特別委員会の事務は、学務部学長事務室が行う。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事長が決定する。

附 則

この規程は、平成28年2月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。